

一般社団法人日本未病学会推奨品制度 規程

第1条 目的

日本未病学会（以下「学会」という）は、国民の健康維持・増進および健康寿命の延伸を目的として日本未病学会推奨品制度（以下、「推奨品制度」という）を運用し、未病ケアに資する対象品を日本未病学会推奨品（以下「推奨品」という）として推奨する。

第2条 推奨品の要件

1) 以下いずれかの要件を満たすもの

- ①国民の健康維持・増進および未病ケアを目的とした保健機能を有する食品^{※1}
- ②国民の健康維持・増進および未病ケアを目的として開発された医療機器^{※2}
- ③国民の健康維持・増進および未病ケアを目的としたサービス、制度、取組み、商品等

2) 事業者は推奨期間中においては以下の条件を遵守すること

- ①推奨品について継続的な調査を行い、トラブルや健康被害について日本未病学会に報告すること
- ②推奨後に判明した安全性や有効性に関する新たな知見を学会に報告すること
- ③推奨品の内容（食品処方/機器設計/取組みの規程等）を変更しないこと
- ④学会の賛助会員として未病概念の普及・啓発に努め、推奨品を通じて未病ケアを推進すること

※1 原則、特定保健用食品または機能性表示食品として消費者庁に許可/届出されているもの

※2 登録認証機関による認証または厚生労働大臣の承認を受けているもの、一般医療機器においてはヒトへの効果について日本未病学会雑誌または他の学術誌に査読付き論文として掲載されているもの

第3条 申請および審査

- 1) 対象品の推奨を希望する事業者は、推奨品制度事務局に対し所定の書式および方法に従い申請するものとする。
- 2) 推奨品制度事務局は、申請のあった対象品について所定の審査手順に従い一次審査を実施し、学会および申請した事業者へ結果を通知するものとする。
- 3) 日本未病学会は、申請のあった対象品について所定の審査手順に従い二次審査を行い、推奨の可否を判断するものとする。

第4条 推奨品への表示

学会の推奨を受けた推奨品は、以下の呼称および表示を商品の広告宣伝および商品パッケージに使用できるものとする。

「日本未病学会推奨」

※呼称後方の表示は審査のうえ任意の名目を追記可能とする

- ・「日本未病学会推奨商品」
- ・「日本未病学会推奨アプリ」等

第5条 推奨の取消し

- 1) 学会は推奨品が以下いずれかに該当した場合、推奨を取り消すものとする。
 - ①推奨品の内容が審査時から変更された場合
 - ②国や第三者機関からの承認（許可/認証/届出等を含む）が取り消された場合
 - ③推奨品または申請した事業者の法令違反、誇大広告、事故、トラブル等により、学会の信用が毀損された、またはそのおそれがある場合
 - ④その他、学会が推奨するに相応しくないと判断した場合
 - ⑤第2条の推奨期間中の条件が遵守されなかった場合
- 2) 学会の推奨が取り消された事業者は、当該表示のある対象品および販売促進資料等を速やかに回収し、購入者へ推奨取消の周知を行うものとする。



第6条 推奨期間

学会の推奨期間は、特段の理由がない限り審査により可決された日から1年間とする。推奨期間の終了時、推奨品に仕様変更が無く第5条に定める推奨の取消し規程にも該当しない場合、審査を経ず新たに1年間の更新手続きが可能なものとする。

第7条 手続き等の諸費用

学会推奨品制度に係る費用は1対象品ごと以下の通りとし、申請する事業者が推奨品制度事務局に支払うものとする。

- 1) 1次審査費用および事務手数料：無料
- 2) 2次審査費用および事務手数料：20万円
- 3) 推奨品呼称および表示の年間使用料：30万円
- 4) 審査を伴わない更新時の事務手数料：10万円

第8条 その他

- 1) 推奨品または申請した事業者において、法令違反、誇大広告、事故、トラブル等があった場合、事業者は全ての責任を負い一切を解決するものとする。
- 2) 推奨品または申請した事業者の法令違反、誇大広告、事故、トラブル等により学会の信用が毀損されたまたはそのおそれがある場合、学会は損害賠償請求できるものとする。
- 3) 学会の推奨や取消その他行為により、事業者や購入者等の関係者が損害を被ることがあっても学会はその責任を一切負わないものとする。
- 4) 本制度に申請する事業者は、日本未病学会の賛助会員であること。

第9条 規程の変更

本規程は予告なく変更される場合があり、変更がなされた場合は変更後の規程を適用するものとする。